

甲府市上下水道局庁舎  
自動販売機設置事業者  
募 集 要 項

平成31年 2月

甲 府 市 上 下 水 道 局

## 目 次

1. 物件概要等	1
(1) 場所及び面積	1
(2) 施設概要	1
2. 応募資格要件	2
3. 貸付条件等	2
(1) 貸付期間	2
(2) 用途	2
(3) 貸付の形態	2
(4) 機器使用等	2
(5) 設置事業者の選定	3
4. 入札参加申込み	3
(1) 申込期間	3
(2) 申込場所	3
(3) 提出書類	3
5. 質問書の提出及び回答	4
(1) 受付期間	4
(2) 提出方法	4
(3) メール送付先	4
(4) 質問への回答	4
6. 入札参加の辞退	4
7. 入札参加資格確認通知書の交付	5
8. 入札	5
(1) 入札及び開札の日時・場所	5
(2) 入札の受付	5
(3) 入札当日持参するもの	5
(4) 入札保証金	5

(5) 入札方法等	6
(6) 無効な入札	6
9. 落札者の決定	6
(1) 開札	6
(2) 落札者の決定	6
(3) 落札者の決定取り消し等	7
10. 入札結果等の発表	7
11. 契約の締結	7
(1) 提出書類	7
(2) 提出期間	7
(3) 提出場所	7
(4) 契約保証金	8
(5) その他	8
12. その他	8
13. 問い合わせ先	8

○ 各種様式

一般競争入札参加申込書（様式第 1 号）

誓約書（様式第 2 号）

役員等名簿（別紙）

業務実績及び県内に本店・支店等

を有することの申告書（様式第 3 号）

入札書（様式第 4-1 号）

見積書（様式第 4-2 号）

委任状（様式第 5 号）

質問書（様式第 6 号）

入札参加辞退届（様式第 7 号）

**甲府市上下水道局飲料用自動販売機設置事業者募集要項**  
(制限付き一般競争入札)

甲府市上下水道局では、上下水道局本局庁舎、平瀬浄水場及び浄化センター敷地内に飲料用自動販売機を設置する事業者（以下「設置事業者」という。）を制限付き一般競争入札により募集します。

入札への参加を希望される方は、本募集要項のほか、仕様書等を熟読し、内容を承知した上で参加してください。

**1. 物件概要等**

(1) 場所及び面積

物件番号	施設名称	所在地	貸付場所	位置図	設置台数	貸付面積
1	上下水道局 本局庁舎	甲府市 下石田二丁目 23番1号	1階の1 (屋外)	別紙の とおり	1台	2.42㎡
2			1階の2 (屋外)		1台	2.42㎡
3	平瀬浄水場	甲府市平瀬町 437番地3	1階の3 (屋内)		1台	2.42㎡
4	浄化センター	甲府市大津町 1645番地	1階の4 (屋外)		1台	2.42㎡

※ 貸付面積には、放熱余地・子メーター設置部分・空き容器回収ボックス設置部分（2基）含まれます。

(2) 施設概要

① 上下水道局本局庁舎

- I 開庁時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- II 開庁日 次の閉庁日を除く日
  - ・土曜日・日曜日
  - ・年末年始（12月29日から1月3日まで）
  - ・国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条及び第3条で規定された休日
- III 勤務者数 約200人

② 平瀬浄水場

- I 開庁時間 ①上下水道局本局庁舎と同じ
- II 開庁日 ①上下水道局本局庁舎と同じ

- Ⅲ 勤務者数 約30人
- ③ 浄化センター
  - I 開庁時間 ①上下水道局本局庁舎と同じ
  - Ⅱ 開 庁 日 ①上下水道局本局庁舎と同じ
  - Ⅲ 勤務者数 約50人

## 2. 応募資格要件

---

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者又は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない法人又は個人であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 法人にあっては山梨県内に本店・支店または営業所を有し、個人にあっては山梨県内に事業所等設けて事業を営んでいること。
- (6) 飲料用自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する3年以上の実績を有し、かつ現時点においても行っている者であること。
- (7) 国税及び本店・支店等が所在する市町村の税を滞納していないこと。

## 3. 貸付条件等

---

- (1) 貸付期間  
平成31年4月1日（月）から平成34年3月31日（木）まで
- (2) 用途  
飲料用自動販売機の設置・運営に限ります。
- (3) 貸付の形態  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定に基づき、甲府市上下水道局が設置事業者に対し、行政財産である建物又は土地の一部を賃貸する方法により行います。
- (4) 機器仕様等

機器仕様等については、別紙仕様書のとおりとします。

(5) 設置事業者の選定

設置事業者は、物件番号ごとに入札により選定します。

#### 4. 入札参加申込み

---

この入札に参加を希望する者は、次の提出書類を申込期間内に申込場所まで持参してください。

なお、申込期間内に提出されない場合及び提出書類に不備がある場合は、受付できませんのでご注意ください。

- (1) 申込期間 平成31年2月13日(水)から平成31年2月22日(金)まで  
(ただし、土・日は除く)  
午前9時から午後5時まで
- (2) 申込場所 甲府市上下水道局 業務部 業務総室 総務課 管財契約係  
甲府市下石田二丁目23番1号(上下水道局本局庁舎3階)
- (3) 提出書類(各1部)

	提出書類	法人	個人
①	一般競争入札参加申込書(様式第1号)	○	○
②	誓約書(様式第2号)	○	○
③	役員等名簿(別紙)	○	○
④	法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)	○	—
⑤	住民票	—	○
⑥	業務実績及び県内に本店・支店等を有することの申告書(様式第3号)	○	○
⑦	業務実績を証する書類(契約書の写し等)	○	○
⑧	印鑑証明書	○	○
⑨	国税及び本店・支店等が所在する市町村の税の納税証明書	○	○
⑩	設置する自動販売機のカatalog	○	○

- ※ ③について、個人の方の場合は、事業主を記入してください。
- ※ ④・⑤・⑧・⑨については、発行3ヶ月以内の原本又は、原本の写しとします。ただし、  
原本の写しの場合は、原本も持参してください。
- ※ ⑨については、次のとおりです。
  - 【法人】国税：「納税証明書（その3の3）」（所轄税務署で交付）  
市町村税：「法人市町村民税」「固定資産税」「軽自動車税」の納税証明書
  - 【個人】国税：「納税証明書（その3の2）」（所轄税務署で交付）  
市町村税：「個人市町村民税」「固定資産税」「軽自動車税」の納税証明書
- ※ 複数物件に参加する場合も、提出書類は事業者ごとに1部で結構です。
- ※ 提出書類は返却しません。

## 5. 質問書の提出及び回答

---

### (1) 受付期間

平成31年2月13日（水）から平成31年3月7日（木）まで  
受付時間 午前9時から午後5時まで

### (2) 提出方法

質問書（様式第6号）により電子メールにて提出してください。電話等による受付はいたしません。

### (3) メール送付先

甲府市上下水道局 業務部 業務総室 総務課 管財契約係  
E-mail: (jougesoumu@city.kofu.lg.jp)

### (4) 質問への回答

すべての質問と回答を取りまとめて、甲府市上下水道局ホームページ・甲府市ホームページに「質問回答書」を掲載します。

回答日は、平成31年3月13日（水）

## 6. 入札参加の辞退

---

入札参加申込書提出後、都合により入札参加を辞退される場合は、入札参加辞退届（様式第7号）を提出してください。

なお、参加を辞退された場合も、既に提出された書類は返却しませんのでご了承ください。

## 7. 入札参加資格確認通知書の交付

---

入札参加申込みの提出書類により入札参加資格の有無を確認し、「入札参加資格確認

通知書」を申請者あてに送付します。この通知書の「入札参加資格の有無」欄の「有」に○印が付された者のみが入札に参加することができます。なお、この通知書が到着しないときは、必ず「13. 問い合わせ先」に電話で問い合わせてください。

## 8. 入札

---

### (1) 入札及び開札の日時・場所

日 時：平成31年3月18日（月） 午後1時30分より

場 所：甲府市上下水道局本局庁舎3階小会議室

ただし、入札場所等については、変更する場合があります。

### (2) 入札の受付

① 入札受付は、入札会場にて、入札時刻の30分前から10分前まで行います。

なお、入札は物件番号1から順次行います。

② 受付時刻に遅れた場合は、入札に参加しないものとみなし、入札に参加できません。

③ 「入札参加資格確認通知書」及び身分証明書を提示してください。

④ 入札会場に入室できる方は、1申込につき1名とします。

### (3) 入札当日持参するもの

① 「入札参加資格確認通知書」

② 「印鑑」

一般競争入札参加申込書に押印した申込人の印を持参してください。ただし、代理人が入札に参加する場合には、申込人（委任者）の印は必要ありませんが、代理人は委任状に押印した代理人使用印を持参してください。

③ 「身分証明書」

申込人又は代理人であることを証明できるもの（運転免許証など）

④ 「委任状」

代理人により入札する場合は、入札物件数分の委任状（様式第5号）に必要事項を記入して持参してください。

⑤ 「入札書」

入札当日にも入札書（様式第4-1号）を配付しますが、あらかじめ入札書を作成しておく場合は、添付されている入札書を複写して使用し、必要事項を記入して持参してください。

### (4) 入札保証金

免除とします。

### (5) 入札方法等

① 入札書は、入札者又はその代理人が直接提出してください。（郵送による提出はできません。）

② 入札書は、貸付物件番号ごとに作成し、入札物件ごとに提出してください。

③ 代理人により入札するときは、必ず入札物件ごとに「委任状」を提出してください。

④ 提出された入札書は、その事由の如何にかかわらず、書換え、引換え又は撤回することはできません。

⑤ 入札書に記載する金額は、年額（消費税等抜き）としてください。

落札決定に当たって、物件番号1、2、4の貸付については、入札書に記載された金額を以って落札金額（消費税等非課税）とします。また、物件番号3の貸付については、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を以って落札金額とします。

#### (6) 無効な入札

① 入札に参加する資格のない者がした入札

② 入札に関して不正行為があった入札

③ 入札書の内容、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難い入札

④ 同一の入札について、二以上の意思表示をした入札

⑤ 入札書の入札数字を訂正した入札

⑥ 担当職員の指示に従わない者がした入札

⑦ 「入札公告」及び「本募集要項」に違反する入札

## 9. 落札者の決定

---

### (1) 開札

① 開札は、入札の場所において入札の終了後、直ちに行います。

② 入札者又はその代理人は、開札に立ち会わなければなりません。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない甲府市上下水道局職員を立ち会わせて開札を行います。

### (2) 落札者の決定

① 甲府市上下水道局が定める予定価格以上で、最高の金額をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

② 落札者となるべき者が2者以上あるときは、「くじ」により落札者を決定します。この場合、入札者は「くじ」を辞退することはできません。

③ 開札の結果、落札者があるときは、落札者の氏名（法人の場合はその名称）及び落札金額を発表します。また、落札者がいないときは、最高の入札価格を発表します。

#### 【再度の入札】

① 開札の結果、落札者がいないときは、直ちに再度入札を行います。

② 再度入札は、1回のみ行います。

- ③ 再度入札に参加できる者は、最初の入札に参加し、有効な入札を行った者に限ります。
  - ④ 再度入札においては、その前回の入札の開札時に公表した最高の入札額を上回る金額で入札してください。上回らない入札は無効となります。
  - ⑤ 再度入札をしても、なお、落札者がいない場合は、再度入札において最高の入札額をもって入札した方と協議し、見積書（様式第4-2号）の提出を受け、予定価格以上の金額で採用者を決定し、随意契約することがあります。
- (3) 落札者の決定取り消し等
- ① 落札者が次のいずれかに該当する場合、落札者としての資格を取り消すものとします。
    - ・契約書の提出期日までに書類が提出されなかったとき。
    - ・落札後に申請書等への虚偽の記載があったことが判明したとき。
    - ・落札者が著しく社会的信用を損なう行為等により、設置事業者としてふさわしくないと甲府市上下水道局が判断したとき
  - ② ①のいずれかにより、落札者としての決定を取り消したとき及び落札者が契約を締結しないときは、当該落札者の次に高額の賃貸借料を示した者と随意契約交渉を行うものとします。

## 10. 入札結果等の発表

---

落札者名及び落札金額等について、甲府市上下水道局ホームページ、甲府市ホームページ等で公表を行いますので、あらかじめご了承ください。

## 11. 契約の締結

---

設置事業者として決定した者は、次の提出書類を提出期間内に提出場所まで持参して、別添の契約書にて契約を締結してください。

- (1) 提出書類
  - ① 契約書2部
  - ② 印鑑登録証明（設置事業者及び契約保証人のもの各1部）
    - ※ 発行日から3ヶ月以内のものに限る
  - ③ 契約保証金を納付したことを証する金融機関が納付済印を押印した納入通知書の写し（契約保証金を免除された者は不要）
- (2) 提出期間
  - 平成31年3月19日（火）から平成31年3月26日（火）までの日（土・日・祝日は除く）の午前9時から午後5時まで
- (3) 提出場所
  - 甲府市上下水道局 業務部 業務総室 総務課 管財契約係

甲府市下石田二丁目 2 3 番 1 号（上下水道局本局庁舎 3 階）

#### （4）契約保証金

- ① 設置事業者として決定した者は、契約締結に際して、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 の額を納付しなければなりません。ただし、甲府市契約規則第 34 条第 1 項第 3 号に規定する、過去 2 年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除とします。
- ② 契約保証金の納付は、甲府市上下水道局の発行する納入通知書により指定金融機関にて行ってください。
- ③ 契約保証金は、貸付料の納入が遅延した場合においてこれに充当するほか、貸付に伴う一切の損害賠償に充当します。
- ④ 契約保証金は、契約期間が満了し、貸付物件の原状回復を確認後、請求に基づき利息を付さずに返還します。

#### （5）その他

- ① 設置事業者として決定した者が提出期間内に提出書類を提出せず、契約を締結しない場合には、設置事業者となる効力を失います。
- ② 貸付契約は申込人名義で行います。
- ③ 契約締結に要する費用は、すべて設置事業者の負担とします。
- ④ 契約には、契約保証人をたてる必要があります。

## 1 2. その他

---

本要項に定めのない事項は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、甲府市上下水道局会計規程（昭和 45 年規程第 4 号）、甲府市上下水道局契約規程（昭和 39 年規程第 2 号）及び甲府市契約規則（昭和 50 年規則第 66 号）の定めるところによるものとします。

## 1 3. 問い合わせ先

---

甲府市上下水道局 業務部 業務総室 総務課 管財契約係  
甲府市下石田二丁目 2 3 番 1 号（甲府市上下水道局本局庁舎 3 階）  
電 話：0 5 5 - 2 2 8 - 3 4 3 6

E-mail:jougesoumu@city.kofu.lg.jp（質問書の提出）

様式第1号

## 一般競争入札参加申込書

平成 年 月 日

(あて先) 甲府市上下水道事業管理者

申込人 住所及び所在地

氏名又は名称

及び代表者名

印

電話番号

次の飲料用自動販売機設置に係る賃貸借における一般競争入札に参加したいので、必要書類を添付して申し込みます。

なお、落札者の氏名（法人の場合はその名称）及び落札金額等を公表することについて同意します。

### 1. 入札を希望する貸付物件の区分

下表の「入札参加希望」欄に○を記した貸付物件への入札を申し込みます。（複数可）

物件番号	施設名称	所在地	貸付場所	貸付面積	設置台数	販売品目	入札参加希望
1	上下水道局本庁舎	下石田二丁目 23番1号	1階の1 (屋外)	2.42 ㎡	1台	コーヒー飲料、 無糖茶飲料、炭 酸飲料水、果汁 飲料、野菜飲料、 乳酸飲料、スポ ーツドリンク、 ミネラルウォーター等	
2			1階の2 (屋外)	2.42 ㎡	1台		
3	平瀬浄水場	平瀬町 437番地3	1階の3 (屋内)	2.42 ㎡	1台		
4	浄化センター	大津町 1645番地	1階の4 (屋外)	2.42 ㎡	1台		

### 2. 添付書類（各1部）

- ① 誓約書（様式第2号）
- ② 役員等名簿（別紙）
- ③ 【法人】法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）又は【個人】住民票
- ④ 業務実績及び県内に本店・支店等を有することの申告書（様式第3号）
- ⑤ 業務実績を証する書類（契約書の写し等）
- ⑥ 印鑑証明書
- ⑦ 国税・市町村税の納税証明書

【法人】国税：「納税証明書（その3の3）」（所轄税務署で交付）

市町村税：「法人市町村民税」「固定資産税」「軽自動車税」の納税証明書

【個人】国税：「納税証明書（その3の2）」（所轄税務署で交付）

市町村税：「個人市町村民税」「固定資産税」「軽自動車税」の納税証明書

⑧ 設置する自動販売機のカatalog

※ 申込印は朱肉のものを使用してください。

3. 担当者名等

担当者名： \_\_\_\_\_

電話番号： \_\_\_\_\_

メールアドレス： \_\_\_\_\_

誓 約 書

平成 年 月 日

(あて先) 甲府市上下水道事業管理者

申込人 住所及び所在地

氏名又は名称

及び代表者名

印

私は、甲府市上下水道局庁舎の飲料用自動販売機設置に係る賃貸借における一般競争入札への参加申込みにあたり、募集要項及び仕様書等の記載事項を承諾し、次の要件のいずれにも該当していることを誓約します。

事実と相違することが判明した場合には、甲府市上下水道局が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

なお、甲府市上下水道局が必要な場合には、「役員等名簿」(別紙 1) を山梨県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が甲府市上下水道局と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項に規定する一般競争入札に参加させることができない者又は同条第 2 項各号に掲げる者のいずれにも該当しない法人又は個人であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号から第 6 号に規定する暴力団及び暴力団員でないこと。また、暴力団関係業者を利用していないこと。役員・使用人等が暴力団関係者でないこと。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成 11 年法律第 147 号)に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者(更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (5) 法人にあっては山梨県内に本店・支店または営業所を有し、個人にあっては山梨県内に事業所等設けて事業を営んでいること。
- (6) 飲料用自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する 3 年以上の実績を有し、かつ現時点においても行っている者であること。
- (7) 国税及び本店・支店等が所在する市町村の税を滞納していないこと。

別紙

## 役員等名簿

平成 年 月 日現在の役員等

役職	ふりがな 氏名	性別	住所	生年月日

1. 氏名には、ふりがなを付けて下さい。
2. 当名簿に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該設置事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含みます

様式第3号

業務実績及び県内に本店・支店等を有することの申告書

平成 年 月 日

(あて先) 甲府市上下水道事業管理者

申込人 住所及び所在地

氏名又は名称

及び代表者名

印

電話番号

私は、甲府市上下水道局庁舎の飲料用自動販売機設置に係る賃貸借における一般競争入札への参加申込みにあたり、次のとおり申告します。

事実と相違することが判明した場合には、甲府市上下水道局が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

1 山梨県内における本店、支店、営業所又は事業所等の名称及び所在地

名称	所在地

2 飲料用自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する3年以上の実績を有し、かつ、現時点においても行っている実例

設置場所の所有者	設置施設の名称等	所在地	設置台数	設置期間

記載上の注意)

- 国、地方公共団体の施設での実例があれば、優先して記載すること。
- 複数の実例がある場合は、直近のものを3件まで記載すること。
- 設置場所の所有者が、団体又は民間企業等の場合は団体名又は企業名を、個人の場合は、「民間私人」と記載すること。
- 設置施設の名称等の欄には、施設名(〇〇事務所、〇〇高等学校等)を記載すること。

様式第4-1号

入 札 書 (第 回)

入札番号：上下水貸第1号- ( ) ※物件番号を記入

件 名：甲府市上下水道局庁舎飲料用自動販売機設置に係る賃貸借 ( ) ※物件  
番号を記入

施設名称：

所在地：

物件 番号	貸付場所	貸付面積	入 札 金 額							
			千万	百万	十万	万	千	百	十	円

飲料用自動販売機設置場所の貸付料として、募集要項及び仕様書等の記載事項を承諾した上で入札します。

平成 年 月 日

申込人 住所又は所在地  
氏名又は名称

及び代表者名 印

上記代理人

氏 名 印

甲府市上下水道事業管理者 様

(注意事項)

- 1 入札書は、物件番号ごとに作成してください。
- 2 施設名称及び所在地は、募集要項の「1. 物件概要等 (1) 場所及び面積」における表に記載された物件番号ごとの施設名称及び所在地を記入してください。貸付場所、貸付面積も同様とします。
- 3 記載する金額は年額とし、消費税等抜きの契約希望金額を記入してください。
- 4 金額の数字は、算用数字を用いて右詰めで記入し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。
- 5 金額の数字に訂正がある場合は、無効となります。

様式第4-2号

見 積 書

入札番号：上下水貸第1号-（ ）※物件番号を記入

件 名：甲府市上下水道局庁舎飲料用自動販売機設置に係る賃貸借（ ）※物件  
番号を記入

施設名称：

所在地：

物件 番号	貸付場所	貸付面積	見 積 金 額							
			千万	百万	十万	万	千	百	十	円

飲料用自動販売機設置場所の貸付料として、募集要項及び仕様書等の記載事項を承諾した上で見積もりします。

平成 年 月 日

申込人 住所又は所在地  
氏名又は名称

及び代表者名

印

上記代理人

氏 名

印

(あて先) 甲府市上下水道事業管理者

(注意事項)

- 1 見積書は、物件番号ごとに作成してください。
- 2 施設名称及び所在地は、募集要項の「1. 物件概要等 (1) 場所及び面積」における表に記載された物件番号ごとの施設名称及び所在地を記入してください。貸付場所、貸付面積も同様とします。
- 3 記載する金額は年額とし、消費税等抜きの契約希望金額を記入してください。
- 4 金額の数字は、算用数字を用いて右詰めで記入し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。
- 5 金額の数字に訂正がある場合は、無効となります。

様式第5号

## 委任状

平成 年 月 日

(あて先) 甲府市上下水道事業管理者

申込人(委任をする方) 住所及び所在地

氏名又は名称

及び代表者名

印

私は、甲府市上下水道局庁舎飲料用自動販売機設置場所の賃貸借に関し、次の者を代理人と定め、次の物件の一般競争入札に関すること及びこれに付帯する一切の権限を委任します。

入札番号 上下水貸第1号ー ( ) ※物件番号を記入

物件番号	施設名称	所在地	貸付場所

代理人(委任を受ける方)

〒

住所 \_\_\_\_\_

(フリガナ)

氏名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

代理人使用印

※ 朱肉を使う印鑑とします。

(注意)

- 1 委任状は、物件番号ごとに作成してください。
- 2 申込人は「一般競争入札参加申込書」と同じ印(朱肉印のもの)を押印してください。
- 3 代理人は、代理人が入札で使用する印を押印してください。
- 4 付帯する権限として、協議による随意契約に係る見積書の提出を含むものとします。

質 問 書

平成 年 月 日

(あて先) 甲府市上下水道事業管理者

申込人 郵便番号

住所及び所在地

氏名又は名称

及び代表者名

担当者 氏 名

電話番号

メールアドレス

甲府市上下水道局庁舎飲料用自動販売機設置に係る賃貸借の一般競争入札の参加申込みにあたり、次のとおり質問します。

質問番号	物件番号	質問内容
1		
2		
3		

(注意)

- 1 質問は、物件番号ごとに記載してください。(全般的事項の場合は物件番号不要)
- 2 質問のない場合は、提出する必要はありません。
- 3 本紙で不足する場合は、別紙を添付してください。

様式第7号

入札参加辞退届

平成 年 月 日

(あて先) 甲府市上下水道事業管理者

申込人 郵便番号

住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者名

印

私は、「甲府市上下水道局庁舎飲料用自動販売機設置に係る賃貸借」の一般競争入札に参加申込みをしましたが、都合により辞退します。

記

入札番号 上下水貸第1号－ ( )

※物件番号を記入